

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

< 案件名 > 南相馬市指定介護予防支援事業運営基準等及び地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例 (素案)	
区 分	内 容
政策等の趣旨	市が地域の実情に応じて自らの判断と責任により、介護予防支援事業並びに地域包括支援事業に係る運営上の基準の一部を定めることとした。
〃 目的	介護保険制度を利用する全ての方が、安心して持続的にサービスを利用できることを目的とする。
〃 立案の経緯	介護保険法の一部改正により、市において条例化の必要性が生じたため。
立案する際に整理した考え方及び論点	地域の独自性並びに利用者の安心感の増大を図ること。
理解するための資料	
ア 根拠法令	介護保険法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	
立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	
意見提出の注意事項	従うべき基準については、従前の国基準を下回る内容への変更は採用できない。
取扱い等結果の公表予定時期	平成 27 年 6 月下旬